

第 1 回 栗 原 市 総 合 計 画 審 議 会

日 時：令和 7 年 1 月 2 4 日（金）

午後 1 時 3 0 分～

場 所：栗原市役所 2 階 講堂

次 第

- 1 任命書交付
- 2 開 会
- 3 挨 拶
- 4 自己紹介（委員・事務局）
- 5 会長及び副会長の互選について
- 6 協議事項
 - （1）栗原市総合計画審議会について
 - （2）第 3 次栗原市総合計画策定基本方針素案について
 - （3）今後のスケジュールについて
- 7 その他
- 8 閉 会

栗原市総合計画審議会委員名簿

任期 令和7年1月24日から

令和9年1月23日まで

	氏 名	住 所	職 名 等	条例 区分	備 考
1	西野 晃司	栗原市築館	東北職業能力開発大学校 建築施工システム技術科 職業能力開発教授	1号	
2	中田 千彦	黒川郡大和町	宮城大学事業構想学群 教授		
3	吉田 浩	仙台市青葉区	東北大学大学院経済学研究科 高齢経済社会研究センター長 教授（加齢経済）		
4	高橋 文彦	栗原市一迫	栗原市農業委員会委員	2号	
5	黒澤 恵里	栗原市高清水	栗原市教育委員会委員		
6	千葉 五月	栗原市築館	築館地区金融団当番推薦	3号	
7	大川 道子	栗原市志波姫	栗原市社会福祉協議会		
8	三浦 淳子	栗原市築館	栗原市保健推進員		
9	狩野 周一	栗原市花山	栗駒高原森林組合代表理事組合長		
10	三浦 直子	栗原市栗駒	栗駒鶯沢商工会女性部長		
11	狩野 良太	栗原市築館	栗原市PTA連合会会長		
12	柴山 均	栗原市若柳	新みやぎ農業協同組合 地区筆頭理事（栗っこ地区）		
13	三浦 勝雄	栗原市若柳	栗原市民生委員児童委員協議会会長		
14	千葉 節朗	栗原市若柳	栗原市企業連絡協議会会長		
15	高橋 寛	栗原市鶯沢	一般社団法人栗原市観光物産協会会長		
16	小野寺 美葉	栗原市志波姫	一般社団法人栗原青年会議所		
17	中條 久美子	栗原市築館	築館地区代表	4号	
18	伊藤 直美	栗原市若柳	若柳地区代表		
19	狩野 常幸	栗原市栗駒	栗駒地区代表		
20	佐々木 篤志	栗原市高清水	高清水地区代表		
21	三浦 華子	栗原市一迫	一迫地区代表		
22	高橋 史仁	栗原市瀬峰	瀬峰地区代表		
23	蘇武 由香利	栗原市鶯沢	鶯沢地区代表		
24	松好 隆美	栗原市金成	金成地区代表		
25	星 光	栗原市志波姫	志波姫地区代表		
26	中條 友紀	栗原市花山	花山地区代表		

※総合計画審議会条例

第2条第2項第1号 知識経験のある者

第2条第2項第2号 行政委員会の委員

第2条第2項第3号 公共的団体の役員又は職員

第2条第2項第4号 その他市長が適当と認める者

◆ 栗原市総合計画審議会について

1 栗原市総合計画審議会とは

栗原市の総合的な計画の策定及び地域開発に関する重要事項を調査、審議していただく市長の諮問機関です。

今回の審議会では、現行計画が令和8年度で計画期間が終了を迎えることから、新たに令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間として策定する第3次栗原市総合計画について審議を行うものです。

2 栗原市の総合計画とは

栗原市の総合計画とは、まちづくりの最も基本となる計画で、将来、栗原市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんなことをしていくのかを定めたものが、総合計画です。

3 栗原市総合計画審議会の委員

(1) 「栗原市総合計画審議会条例」の規定により30人以内で構成する予定としております。

(2) 委員の構成

- ①知識経験のある者
- ②行政委員会の委員
- ③公共的団体の役員又は職員
- ④その他市長が適当と認める者

※今回の審議会の委員構成については、専門的な助言、意見等をいただく大学教授等の学識経験者と、市内の商工会や企業連絡協議会など各団体からの代表者に加え、金融機関及び労働団体からの代表者、それに市民代表として、市内10地区からの代表者で構成することになります。

(3) 委員の任期 2年

※今回の委員の任期につきましては、令和7年1月24日から、2年後の令和9年1月23日までの任期となります。

4 栗原市総合計画審議会での審議内容について

(1) 審議内容

- ①現在の総合計画の達成度についての評価
- ②人口の現状分析と将来展望についての意見聴取
- ③栗原市の総合計画における具体的な施策についての審議
- ④総合計画における客観的な重要業績評価指標（KPI）の設定についての審議
- ⑤総合計画における栗原市の将来像（基本構想）についての審議
- ⑥将来像を達成するための基本計画（施策）の審議
- ⑦総合計画における重要業績評価指標（KPI）の達成度の検証

(2) 2年間の任期内における会議回数10回程度を予定

※審議の進捗によって会議回数は増えることもあります。

(3) 会議は、平日の午後に開催予定

第3次栗原市総合計画策定基本方針（素案）

令和7年1月24日

1 計画策定の趣旨

本市では、平成29年度（2017年度）から第2次栗原市総合計画をスタートし、令和8年度（2026年度）を目標年次として、市政運営の理念として掲げた「市民が創る くらしたい栗原」の実現に向かって、堅実に課題を一つ一つ解決し、着実に歩みを進めてきました。

この間、大きな自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会・経済情勢が大きく変化する中で、まちづくり・高齢者福祉・自治体DXの推進などへの迅速な対応が求められ、課題が複雑化してまいりました。

こうした状況を踏まえ、本市は、直面する様々な政策課題を市民の皆様とともに解決し、市民と行政が一体となった協働のまちづくりをさらに推進していくための指針として、栗原市が目指すべき将来像と、その将来像を実現するための、各分野の基本的な方向性を明らかにする新たな総合計画（以下、「第3次総合計画」という。）を策定するものです。

また、第3次総合計画に即して、国土利用計画法第8条の規定に基づき、法の基本理念である「健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展」の実現を図るため、栗原市の区域について、基本的、長期的な構想を定め、本市の土地利用行政に関する指針となる栗原市国土利用計画を策定します。

2 計画の構成と期間

第3次総合計画は、現在の総合計画と同様に、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

それぞれの計画の目的、期間は次のとおりとします。

（1）基本構想

長期的な観点から、まちづくりの基本理念及び将来像を定めるとともに、将来像を実現するための基本方針を定めるもので、令和9年度（2027年度）を始期とし、令和18年度（2036年度）を目標年次とします。

（2）基本計画

基本構想の実現に向けた基本的な施策を体系的に定める計画とし、施策ごとの取り組みを具体的に示すもので、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）を前期基本計画、令和14年度（2032年度）から令和18年度（2036年度）を後期基本計画とします。

（3）実施計画

基本計画に定めた施策を展開するための個別の具体的事業を定めるもので、計

画期間は、社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、２年間とします。
ただし、計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度ローリング方式による見直しを行います。

3 計画策定体制

第３次総合計画の策定体制は、次のとおりとし、策定体制のイメージは別紙１のとおりです。

(１) 庁内体制

①総合計画策定部会

策定部会を設置し、現在の総合計画後期基本計画の検証と第３次総合計画の分野ごとの素案を作成します。

②総合計画策定幹事会

各部・局次長で構成する幹事会を開催し、策定部会が行った現在の後期基本計画の検証を行うとともに、新たな基本構想及び基本計画の素案について検討し原案を作成します。

③総合計画策定本部

市長を本部長、副市長・教育長・病院事業管理者を副本部長として、各部・局長で構成する策定本部において、基本構想及び基本計画の最終成案を決定します。

(２) 総合計画審議会

基本構想及び基本計画案の作成にあたって意見をいただくとともに、基本構想及び基本計画の成案を諮問し、答申をいただきます。

なお、基本構想及び基本計画成案の作成にあたっては、分野ごとの専門的な意見をいただくため、市民による委員会的な組織の設置について、総合計画審議会の意見も伺いながら検討することとします。

4 市民参画

第３次総合計画の策定にあたっては、計画案の作成段階から市民の意見を反映した計画づくりに努めるとともに、計画案に対する意見募集や、計画策定過程の積極的な情報発信を行って、市民の参画を図ります。

(１) 市民満足度調査

現在の総合計画後期基本計画に対する市民満足度を集約するとともに、これからのまちづくりに対する要望を把握し、第３次総合計画の基本構想及び基本計画成案の作成に生かします。

(２) パブリックコメント

総合計画審議会から答申をいただいた基本構想及び基本計画の成案に、市民の声を反映させるため、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を募り、い

ただいた意見に対する市の考え方を公表して、計画策定の透明性を確保します。

(3) 若者世代からの意見聴取

栗原市の将来を担う若者世代からの意見聴取を実施し、若者が暮らしたくなる魅力あるまちづくりに対する要望を把握し、基本構想及び基本計画成案の作成に生かします。

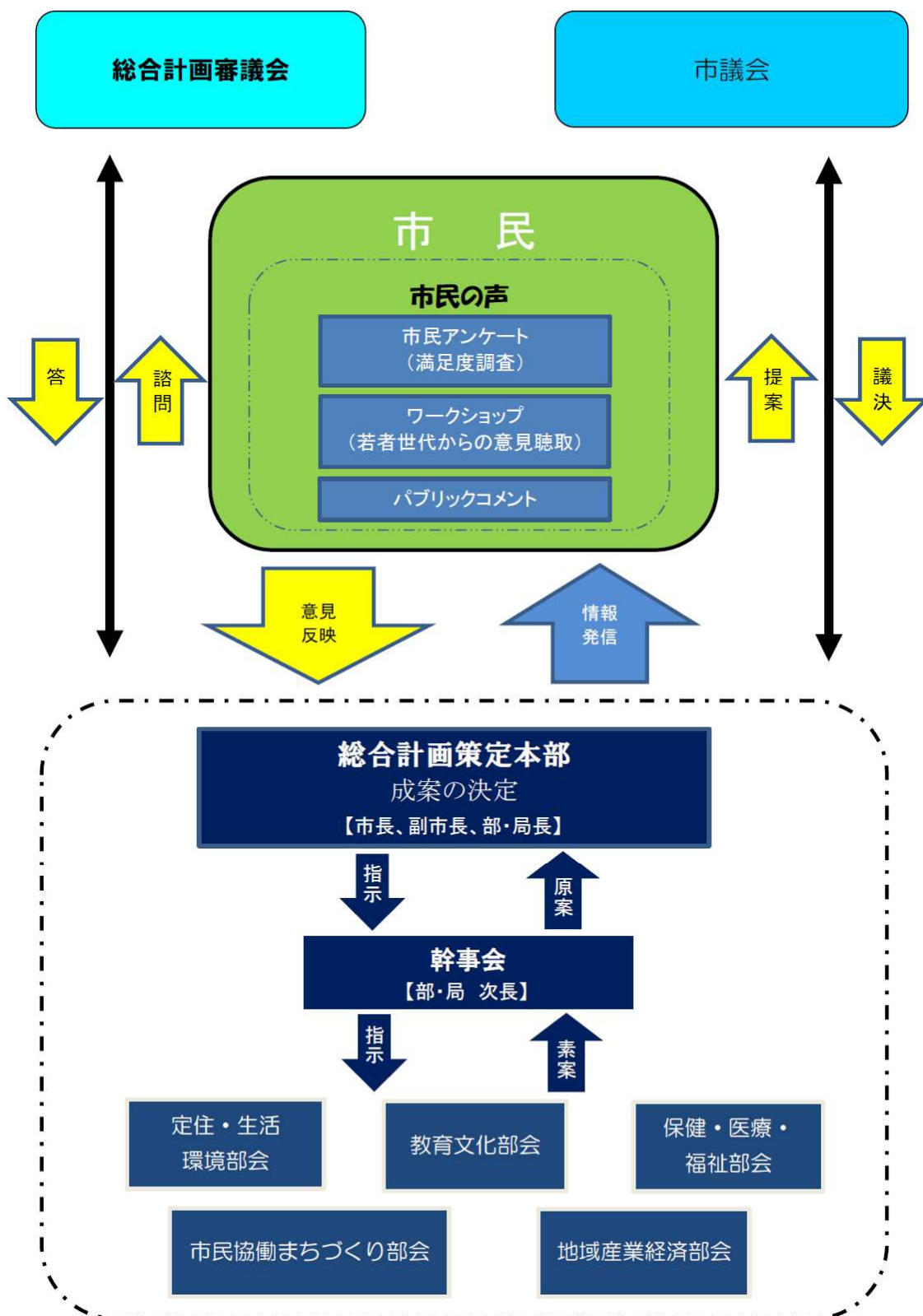
(4) 情報発信

総合計画審議会での審議内容を、市のホームページで公開するなど、積極的な情報発信を行います。

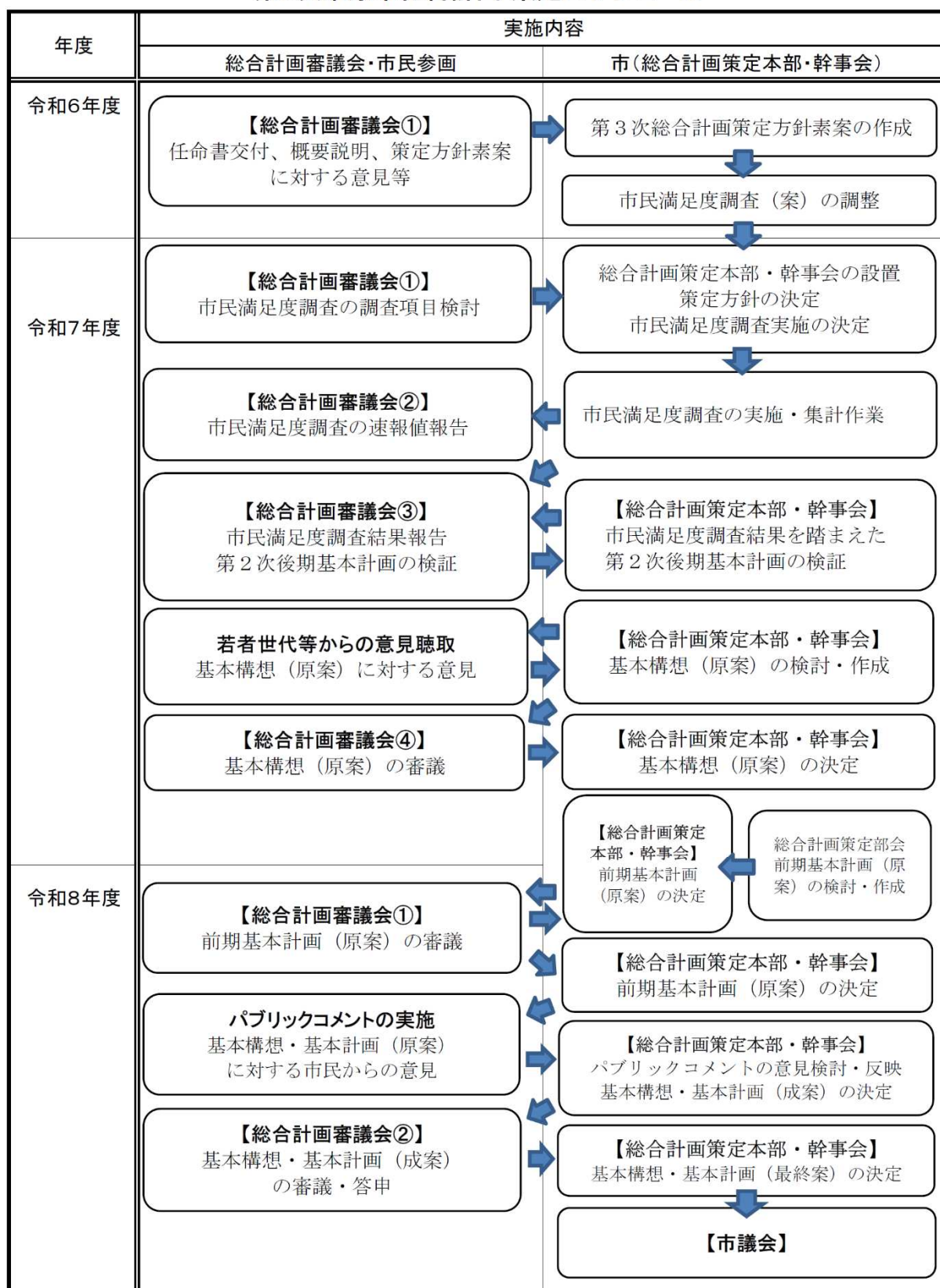
5 計画策定スケジュール（予定）

第3次総合計画の策定スケジュールの予定は、別紙2のとおりとします。

総合計画策定体制<イメージ図>



第3次栗原市総合計画 策定スケジュール



○栗原市総合計画審議会条例

平成17年4月1日
条例第34号

(設置)

第1条 市の総合的な計画の策定及び市長が必要と認める地域開発に関する重要事項を調査、審議させるため、市長の諮問機関として栗原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 行政委員会の委員
- (3) 公共的団体の役員又は職員
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。